東京医科歯科大学病院低侵襲医療センター規則

（平成２９年１１月６日
規則第１２３号）

（趣旨）
第１条　東京医科歯科大学病院低侵襲医療センター（以下「センター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）
第２条　センターは、病院長の管理の下に、中央診療施設として腹部臓器の腹腔鏡下手術をはじめとする最先端の低侵襲医療技術・機器の開発とその臨床応用とともに、安全な普及のための臨床教育を行い、高度でより安全な治療を提供することを目的とする。

（職員及び職務）
第３条　センターに、次の職員を置く。
⑴　センター長
⑵　副センター長
⑶　教員
⑷　医療技術職員
⑸　その他必要な職員
２　センター長は、大学院医歯学総合研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む。）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
３　センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。
４　副センター長は、大学院医歯学総合研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む。）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
５　副センター長は、センター長の職務を補佐する。
６　教員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。
７　その他必要な職員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）
第４条　センター長及び副センター長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
２　センター長及び副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
３　病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
４　センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
６　前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
７　前条第１項に掲げる職員のうち、センター長又は副センター長について、医療職員本給

（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）
第５条　センターの円滑な運営を図るため、低侵襲医療センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は次の事項を審議する。
⑴ 管理運営に関する基本的事項
⑵ 必要な規則の制定及び改廃に関する事項
⑶ 予算の執行管理に関する事項
⑷ その他必要な事項

（委員）
第６条　委員会は、次の委員をもって組織する。
⑴ 大学院医歯学総合研究科の臨床系教授　４名
⑵ センター長
⑶ 副センター長
⑷ 看護部長
⑸ 事務部長
⑹ その他病院長が必要と認めた者
２　前項第１号及び第６号の委員は、病院長が委嘱する。
３　前項の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第７条　委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

（委員会の招集等）
第８条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（議事）
第９条　委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第１０条　委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務）
第１１条　委員会に関する事務は、病院事務部医療支援課が行う。

（雑則）
第１２条　この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）
第１３条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則

この規則は、平成２９年１１月６日から施行し、平成２９年１１月１日から適用する。

附　則（平成２９年１２月２７日規則第１４１号）

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）

この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から適用する。